



「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を定める 条例について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、児童福祉法に基づき、こどもの権利擁護を図るため、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を定める条例の制定を進めているところです。

このたび、徳島県としての条例の「骨子案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年12月16日（月）～ 令和7年1月14日（火）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月28日から翌年の1月5日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 こども未来部 青少年・こども家庭課 こどもの権利擁護担当

電話：088-621-2181 FAX：088-621-2843

メールアドレス：seisyounenkodomokateika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を定める条例ってどんな条例？

一時保護施設とは、児童相談所に付設され、虐待や非行など、様々な理由により子どもたちを一時的にお預かりする施設です。

一時保護は、こどもにとって不安の大きい状態であり、より手厚い対応が必要となることから、令和6年4月、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「内閣府令」という。）が定められました。

これにより、都道府県においても、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたことから、新たに条例を制定するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

徳島県では、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、内閣府令の基準を用いることとしております。その内容に対して、ご意見やご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の制定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。